文教委員会資料③

- 1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明
- (4) 議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

- 資料1 議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 資料2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和6年2月8日)

議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めること、乳児院等の長は自立支援計画の策定に当たり入所する者について意見聴取その他の措置をとらなければならないこととすること等のため改正するものである。

2 里親支援センターの概要

里親に関する普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成まで一貫して里親を支援する里親 支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

3 里親支援センターの基準の主な内容

児童福祉法において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、内閣府令に基づき条例で定めることとされている。内閣府令で示された基準は、本市における最低基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

- (1) 事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他里親支援センターの事業を実施 するために必要な設備を設けなければならないこと。【第105条】
- (2)職員として、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならないこと。【第106条】
- (3) 里親支援センターにおける支援は、里親制度等の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、研修の実施、里親委託の推進、

里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならないこと。【第108条】

第15章 里親支援センター

第105条(設備の基準)

第106条(職員)

第107条(里親支援センターの長の資格)

第108条(里親支援)

第109条 (業務の質の評価等)

第110条 (関係機関との連携)

4 附則

令和6年4月1日から施行

改正後		改正前			
○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例			
	平成24年12月14日条例第56号		平成24年12月14日条例第56号		
目次		目次			
第1章	総則(第1条~第22条)	第1章	総則(第1条~第22条)		
第2章	助産施設(第23条~第26条)	第2章	助産施設(第23条~第26条)		
第3章	乳児院(第27条~第36条)	第3章	乳児院(第27条~第36条)		
第4章	母子生活支援施設(第37条~第44条)	第4章	母子生活支援施設(第37条~第44条)		
第5章	保育所(第45条~第52条)	第5章	保育所(第45条~第52条)		
第6章	児童厚生施設(第53条~第56条)	第6章	児童厚生施設(第53条~第56条)		
第7章	児童養護施設(第57条~第65条)	第7章	児童養護施設(第57条~第65条)		
第8章	福祉型障害児入所施設(第66条~第74条)	第8章	福祉型障害児入所施設(第66条~第74条)		
第9章	医療型障害児入所施設(第75条~第77条)	第9章	医療型障害児入所施設(第75条~第77条)		
第10章	福祉型児童発達支援センター(第78条~第82条)	第10章	福祉型児童発達支援センター(第78条~第82条)		
第11章	医療型児童発達支援センター(第83条~第86条)	第11章	医療型児童発達支援センター(第83条~第86条)		
第12章	児童心理治療施設(第87条~第92条)	第12章	児童心理治療施設(第87条~第92条)		
第13章	児童自立支援施設(第93条~第101条)	第13章	児童自立支援施設(第93条~第101条)		
第14章	児童家庭支援センター(第102条~第104条)	第14章	児童家庭支援センター(第102条~第104条)		
第15章	里親支援センター(第105条~第110条)	(新設)	<u>_</u>		
第16章	雑則(第111条)	第15章	雑則(第105条)		
附則		附則			
(入所者及び職員の健康診断)		(入所者	皆及び職員の健康診断)		
第15条 5	第15条 児童福祉施設(児童厚生施設、 <mark>児童家庭支援センター及び里親支援</mark> 第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第				

|第15条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭文援センター及び里親文援|第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭文援センターを除く。第| センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入 4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入 所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康 所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康 診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規 診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準 定する健康診断に準じて行わなければならない。

じて行わなければならない。

改正前

児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる2 健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に 掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲 げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、 児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握 しなければならない。

児童相談所等における児童の入所 前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康	定期の健康診断又は臨時の健康診
診断	断

- 項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するととも に、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提 供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止 等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を 調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (安全計画の策定等)
- |第21条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園、<mark>児童家庭支援センター及</mark>|第21条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センター び甲親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置 者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、 職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での 生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練そ の他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条) において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措 置を講じなければならない。
- もに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる 健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に 掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲 げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、 児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握 しなければならない。

児童相談所等における児童の入所 前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康	定期の健康診断又は臨時の健康診
診断	断

- 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事 項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するととも に、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提 供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止 等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
 - 調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。 (安全計画の策定等)

を除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の 確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対 する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常 生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設 における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計 画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければ ならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとと2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとと もに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応 じて安全計画の変更を行うものとする。

(自立支援計画の策定)

|第34条||乳児院の長は、第32条第1項の目的を達成するため、入所中の個々||第34条||乳児院の長は、第32条第1項の目的を達成するため、入所中の個々| 聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及び、支援するための計画を策定しなければならない。 その家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しな ければならない。

(関係機関との連携)

|第36条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ、<mark>児童家庭支援センター、</mark>第36条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ、<mark>児童家庭支援センター、</mark> 里親支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して乳幼 児の養育及び家庭環境の調整を行わなければなければならない。

(関係機関との連携)

|第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児 支援センター等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に 当たらなければならない。

(準用)

|第44条 第34条及び第35条の規定は、母子生活支援施設について準用する。|第44条 第34条及び第35条の規定は、母子生活支援施設について準用する。 この場合において、第34条中「第32条第1項」とあるのは「第41条」と、 「乳幼児」とあるのは「母子」と、「の意見」とあるのは「それぞれの意 見」と、第35条中「法第37条」とあるのは「法第38条」と読み替えるもの 第38条」と読み替えるものとする。 とする。

(関係機関との連携)

改正前

- 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関し3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関し て保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組し の内容等について周知しなければならない。
 - じて安全計画の変更を行うものとする。

(自立支援計画の策定)

の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の乳幼児の事情に応じて意見の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を

(関係機関との連携)

児童委員、保健所等の関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環 境の調整を行わなければなければならない。

(関係機関との連携)

童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所 童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所 並びに必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談」並びに必要に応じ、児童家庭支援センター、女性相談支援センター等の関 係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければなら ない。

(準用)

この場合において、第34条中「第32条第1項」とあるのは「第41条」と、 「乳幼児」とあるのは「<mark>母子」と</mark>、第35条中「法第37条」とあるのは「法

(関係機関との連携)

第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必第64条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必 要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職 業安定所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を 行わなければならない。

(関係機関との連携)

健所等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わ 密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならない。 なければならない。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第105条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育 される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里 親等」という。)が訪問できる設備その他里親支援センターの事業を実施 するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

- 第106条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援 員及び里親研修等担当者を置かなければならない。
- 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなけ ればならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定によ り里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同 じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者 等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下 この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童 心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度

改正前

要に応じ、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等の関係機 関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整を行わなければならな

(関係機関との連携)

第91条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並び第91条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並び に必要に応じ、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保 に必要に応じ、児童家庭支援センター、児童委員、保健所等の関係機関と

(新設)

- への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里 親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に掲げる者と 同等以上の能力を有すると認める者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模 住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心 理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年 以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度へ の理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上 の能力を有すると認める者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模 住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心 理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年 以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度へ の理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- (里親支援センターの長の資格)
- 第107条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有 する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するもので

なければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模 住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心 理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年 以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度へ の理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 市長が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者 (里親支援)
- 第108条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育 に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里 親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者並びに里親になろうとする 者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推 進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親又は小規模住 居型児童養育事業に従事する者に養育される児童並びに里親になろうとす る者(第110条において「里親等」という。)への支援その他の必要な支援 を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに 育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなけれ ばならない。

(業務の質の評価等)

- 第109条 里親支援センターの設置者は、法第44条の3第1項に規定する 業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け て、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (関係機関との連携)
- 第110条 里親支援センターの長は、児童相談所及び里親に養育される児童 の通学する学校並びに必要に応じ、児童福祉施設、児童委員等の関係機関 と密接に連携して里親等への支援に当たらなければならない。

第16章 雜則

第15章 雑則

(電磁的記録)

(電磁的記録)

<mark>第111条</mark> 児童福祉施設の設置者及び職員は、記録、作成その他これらに類す<mark>第105条</mark> 児童福祉施設の設置者及び職員は、記録、作成その他これらに類す るもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行う ことができる。

るもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う ことができる。

改正前